



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

あなたの会社でも、 ストレスチェック制度が始まる。

2015年12月からストレスチェックの実施が義務づけられました。
従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

ストレス チェック

医師、保健師等による、ストレスチェックを従業員に対して実施する必要があります。結果は、直接本人に通知されます。

面接指導

高ストレスと評価された従業員は、申出により医師による面接指導を受けることができます。

集団分析

ストレスチェックの結果は一定規模の集団(部、課、グループなど)ごとに集計・分析され、職場環境の改善に活用されます。